

Breeze Cycle メンバーズカード 概要

①自転車盗難補償（3年間）

ご購入の自転車が、購入日より3年以内に盗難に遭った場合は、お買い上げと同価格の自転車をお渡しします。（オプション品含ます）

<お客様ご負担額>

上記補償実施の際には、お客様に下記のとおりご負担いただきます。

【電動自転車以外の自転車】

1年目・・・税込本体価格の20%

2~3年目・・・税込本体価格の40%

<盗難が発生した場合>

自転車が盗難された場合には、直ちに最寄りの警察署もしくは交番に“盗難届”を提出してください。

Breeze Cycleメンバーズカード有効期間終了後の届出は無効となりますので、必ず有効期間内に盗難届を提出してください。

盗難補償手続き後、盗難自転車の所有権は当社に移転することとなります。盗難車が発見された場合は、ただちに購入店へご連絡ください。

※新しくお渡しする自転車と、盗難自転車との金額に差額が生じる場合は、その差額をご負担いただきます。（モデルチェンジによる差額発生も含む。）

※新しくお渡しする自転車の価格が、盗難自転車の価格を下回った場合でも、差額分の返金はいたしません。

※電動自転車以外の自転車をご購入の場合は、新しくお渡しする自転車も電動自転車以外の自転車に限ります。また、電動自転車をご購入の場合は、新しくお渡しする自転車も電動自転車に限ります。

<盗難に遭われた場合のお手続き>

①警察もしくは交番に盗難届を提出してください。【必要な物】・印鑑（認印）・防犯登録カード

②警察署に盗難届受理番号を聞いてください。受理番号は盗難届を提出してから約4~6日後に届け出を提出した警察署（交番に提出した場合は所轄の警察署）へお問い合わせください。

③受理番号がわかりましたら店舗へご来店ください。【必要な物】・印鑑（認印）・防犯登録カード・Breeze Cycleメンバーズカード・盗難届受理番号
・Breeze Cycleメンバーズカード入会申込書（お客様控）・自転車の鍵（電動自転車の場合のみ）※電動自転車購入時と同数の鍵が必要です

※警察への盗難届提出日がBreeze Cycleメンバーズカード有効期限を過ぎた場合、盗難補償が受けられませんのでご注意ください。

※防犯登録カードを紛失された場合は、警察へお問い合わせください。

※盗難補償実施後は「修理工賃10%割引・部品用品購入10%割引」のみ引き続き有効ですが「自転車盗難補償・TSマーク・防犯登録」は無効となります。

※盗難補償でお渡しした自転車（2回目のBreeze Cycleメンバーズカード入会）が盗難に遭い、新車をお渡しする際には、3回目のBreeze Cycleメンバーズカードへの再入会はできません。

<補償のできない場合>

加入者の故意・重大な過失・置き忘れ・紛失・公権力の行使・地震・風水害・詐欺・横領に起因する場合。

自転車本体の構成部品（サドル・車輪等）・オプション部品・用品等の盗難の場合。事故等による自転車本体の全損の場合。日本国外で盗難に遭った場合。

・警察への盗難届提出日が、Breeze Cycleメンバーズカード入会日より3年を過ぎている場合。

・警察へ盗難届を提出してから、盗難補償で新車をお渡しするまでの間に、盗難された自転車が発見された場合。（発見された自転車が損傷しており、当社で算出する修理代金が免責額を超える場合は、盗難補償が受けられます。）

・他の保険を利用して自転車（代替車）を受け取られた場合。